

第2子以降の 保育料を全額軽減します



【令和8年度】松本市保育料軽減事業

松本市では、低所得世帯及び多子世帯における子どもの
保育料の軽減範囲を拡充します



第1子

市町村民税所得割課税額
57,700円未満の世帯対象
(要保護世帯は77,101円未満)

保育料の**半額**

※認可外保育施設は月額22,850円が上限

第2子
以降

第1子の年齢は問いません

保護者と同一生計のうち、
年齢の高い順から数えて第2子
以降が対象（所得制限なし）



保育料の**全額**

※認可外保育施設は月額45,700円が上限

軽減対象

次のすべての要件を満たす家庭が対象となります

- ・保護者と児童の住民票が松本市にある ※認可外は申請月の1日時点
- ・児童が0～2歳児クラスである
- ・保育の必要性について認定を受けている
- ・住民税の申告がされている
- ・幼児教育・保育無償化の対象者ではない

対象施設

- ・認可保育園
 - ・認定こども園
 - ・地域型保育施設
 - ・一部の認可外保育施設
- ※ご利用の認可外保育施設が軽減対象かは、
松本市ホームページでご確認ください

松本市役所 保育課 保育料軽減担当（東庁舎2階）
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
☎0263-33-9856 📠0263-34-3236

松本市 保育料軽減

詳細はこちらから



認可保育園・認定こども園・
地域型保育施設をご利用の方



申請手続きは不要

軽減後の保育料は利用者負担額決定通知書で
ご確認ください。（4月上旬ころ送付）

認可外保育施設をご利用の方



申請手続きが必要

下記の「申請手続きの流れ」に沿って、
お手続きをお願いします。

申請手続きの流れ ※令和8年4月1日から受付開始

1

松本市へ軽減の申請
申請後、保育料軽減の
決定を受ける



2

利用料を施設に支払い
施設へ利用料を支払い
利用実績明細書を受取る



3

市役所へ請求手続き
後日、松本市へ支払い分の
利用料を請求する



請求分は
口座へ振込

1. 申請方法

- (1) 保育の必要性を証明する書類等（就労証明書など※）を用意
- (2) 申請フォームに必要事項を入力。必要書類を撮影・添付し、送信
- (3) 内容の審査後、不備がない場合はメールで決定通知書等が届く

※ 詳細、書類については下記松本市ホームページから確認・取得をしてください



▲ 申請フォーム

2. 施設利用時

- (1) 決定通知書を施設に提示
- (2) 利用料を支払う
- (3) 利用実績明細書を受取る

3. 請求手続き

- (1) 月末までに請求書、利用実績明細書を
松本市保育課に郵送または窓口へ持参
（複数月分をまとめて請求も可能です）
- (2) 審査後、翌月25日前後に申請口座へお振込

重
要

- ▶ 軽減対象となる保育料は、申請認定後の保育料のみです。溯つての認定はできません。
- ▶ 年度末（令和9年3月31日水曜日）を過ぎると該当年度に利用した保育料の請求ができなくなります。特に3月利用分の請求は期限が短いため、郵送の際はご注意ください。（保育課必着）

